

# 「メタバースヨコスカ」教育プログラム実施業務 特記仕様書

## 1 業務の目的

メタバースという新たな切り口を通して、市民がデジタルコンテンツに関心を持つきっかけづくりとする。また、市内学生などを巻き込んだ取り組みを行うことにより、メタバースの理解向上を図るとともに、より実践的なデジタル人材育成へとつなげていく。

なお、本事業は「メタバースヨコスカ」の関連企画とする。

コンペ資料：<https://www.cocoyoko.net/news/metayoko.html>

ティザーサイト：<https://metaverse-yokosuka.com/>

## 2 業務の範囲

### (1) 全体ディレクション

業務の範囲内で関係者との調整を行い、目的に即した企画となるよう調整、進捗管理を行う。

### (2) 講師の手配

本事業の実施に必要な知識を有し、教育プログラムに必要なカリキュラムの作成等ができる講師を手配する。

### (3) 生徒の募集

応募フォームの構築、応募者の集計等、募集に関わる事務を行う。また、募集チラシの作成等を行い、広く生徒を募集すること。なお、募集に関する活動のうち、市内学校等への広報活動については委託者と協力して実施する。

### (4) 教育プログラムの実施

実施に必要な機器等の手配を含め、「3 実施内容」の通り、教育プログラムを実施する。

### (5) アンケートの実施

KPI の測定等に必要な利用者アンケートの作成、実施、集計を行う。

### 3 実施内容

#### (1) プログラム

プログラム1	プログラム2
<p>対象：横須賀市在住・在学の<b>中学～高校生</b> 普段からPC操作に慣れている方</p> <p>人数：実施場所などの可能人数を踏まえ、協議により決定する</p> <p>設備：<b>必要スペックのノートPC</b></p> <p>回数：全4回～6回（3～5時間／回）</p> <p>内容：Blender、Unityの基礎的な知識を取得。 また、Scaniverseや8th wall等を活用した講座も行う（※1）</p> <p>方法：最低でも1回は市内でオフラインで実施</p> <p>補足：本委員会が別途作成予定の「よこすか3Dライブラリ」（※2）や、Booth等に参加者が作成した3Dデータのアップロードを行うことでアウトプット機会を提供する。</p> <p>サポート：受講者の問い合わせやフォローアップをチャットツール等を活用し手配する。実施講座中+1か月程度（※4）</p>	<p>対象：横須賀市在住・在学の<b>大学生以上</b> 普段からPC操作に慣れている方</p> <p>人数：実施場所などの可能人数を踏まえ、協議により決定する</p> <p>設備：<b>必要スペックのPCは実費負担（※3）</b></p> <p>回数：全4回～6回（3～5時間／回）</p> <p>内容：Blender、Unityの基礎的な知識を取得。 また、Scaniverseや8th wall等を活用した講座も行う（※1）</p> <p>方法：最低でも1回は市内でオフラインで実施</p> <p>補足：本委員会が別途作成予定の「よこすか3Dライブラリ」（※2）や、Booth等に参加者が作成した3Dデータのアップロードを行うことでアウトプット機会を提供する。</p> <p>サポート：受講者の問い合わせやフォローアップをチャットツール等を活用し手配する。実施講座中+1か月程度（※4）</p>

※1：全体のうち1回をScaniversや8th wallを学ぶ講座とする。なお、これらのソフトの使用料については別途本委員会が負担するものとする。

※2：本委員会が運営する「メタバースヨコスカ」内において、アップロード機能を備えるDLサイトを製作を予定している。なお、これらのアップロードに費用はかからない。

※3：プログラム2においてはBlenderを使用できる推奨スペックのPCの持参を想定し、希望者には別途有料で貸し出すものとし、金銭のやり取りは契約受託者が受講者から直接受領する。また、複数回に講座が分かれている場合、受講者が自宅で作業することも考慮すること。

※4：問い合わせ時間については、予算内で実施可能な範囲で設定する。

#### (2) アンケート

受講者の3DCGに対する理解度を測る。なお、1セット目のアンケート内容は2セット目のプログラムに反映し、より効果が得られるように努めること。

### 4 スケジュール

令和5年11月以降（「メタバースヨコスカ」と連携すること。）

ただし、実施時期については委託者と協議の上決定すること。

## 5 情報の取り扱い

別添の個人情報の取扱いに関する特記事項を遵守すること

## 6 その他

- (1) 本業務に係る一切の経費は、全て委託金額に含むこと。
- (2) 受託事業者は、本委員会が書面をもって承諾をした場合を除き、本業務を第三者に委託しないものとする。
- (3) 仕様書等に定めのない事項または疑義が生じた事項については、受託事業者と本委員会が協議して定めるものとする。